

7/7 確認事項① 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定 【条例で規定することが許されない事項】

改正法	条例	比較
<p>「個人情報」 = 生存する個人に関する情報</p>	<p>「個人情報」 = 個人に関する情報</p>	
<p>(定義) 第2条 この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人</u>に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>(2) 個人識別符号が含まれるもの</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 個人情報 <u>個人</u>に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、特定個人情報以外の法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p>	<p>・ 条例の文言においては、個人情報の対象を生存する個人に限っていないため、差異が生じているように見える</p>

7/7 審議事項① 本人開示等請求における手数料 【条例で規定しなければならない事項】

改正法	条例	要検討事項																				
<p>条例で定める額の手数料が必要</p>	<p>規則で定める額の写しの作成等に要する費用が必要</p>																					
<p>(手数料) 第89条第2項 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p>	<p>(費用の負担) 第25条 第23条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、<u>当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>※規則別表</p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>開示の実施の方法</th> <th>交付する媒体の規格</th> <th>開示費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">文書又は図画</td> <td rowspan="2">複写機により用紙に複写したものの交付</td> <td>日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)までの大きさの用紙</td> <td>単色刷り1枚につき10円 多色刷り1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td>日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの(以下「CD-R」という。)</td> <td>1枚につき60円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの(以下「DVD-R」という。)</td> <td>1枚につき70円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電磁的記録</td> <td rowspan="2">出力装置により印字し、若しくは描画した文書若しくは図画又はこれらを用紙に複写したものを(以下「出力文書等」という。)の交付</td> <td>A3判までの大きさの用紙</td> <td>単色刷り1枚につき10円 多色刷り1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td>CD-R</td> <td>1枚につき60円に当該出力文書等1枚ごとに10円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>DVD-R</td> <td>1枚につき70円に当該出力文書等1枚ごとに10円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	開示の実施の方法	交付する媒体の規格	開示費用の額	文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付	日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)までの大きさの用紙	単色刷り1枚につき10円 多色刷り1枚につき50円	日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの(以下「CD-R」という。)	1枚につき60円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの(以下「DVD-R」という。)	1枚につき70円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	電磁的記録	出力装置により印字し、若しくは描画した文書若しくは図画又はこれらを用紙に複写したものを(以下「出力文書等」という。)の交付	A3判までの大きさの用紙	単色刷り1枚につき10円 多色刷り1枚につき50円	CD-R	1枚につき60円に当該出力文書等1枚ごとに10円を加えた額	DVD-R	1枚につき70円に当該出力文書等1枚ごとに10円を加えた額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料の金額 ・ 写しの作成等に要する費用の負担について
種別	開示の実施の方法	交付する媒体の規格	開示費用の額																			
文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付	日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)までの大きさの用紙	単色刷り1枚につき10円 多色刷り1枚につき50円																			
		日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの(以下「CD-R」という。)	1枚につき60円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額																			
	日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの(以下「DVD-R」という。)	1枚につき70円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額																				
電磁的記録	出力装置により印字し、若しくは描画した文書若しくは図画又はこれらを用紙に複写したものを(以下「出力文書等」という。)の交付	A3判までの大きさの用紙	単色刷り1枚につき10円 多色刷り1枚につき50円																			
		CD-R	1枚につき60円に当該出力文書等1枚ごとに10円を加えた額																			
	DVD-R	1枚につき70円に当該出力文書等1枚ごとに10円を加えた額																				

7/7 審議事項② 開示決定期限等 【条例で規定することができる事項】

審議事項②

改正法	条例	要検討事項
<p>開示請求があった日から30日以内 ※事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、さらに30日以内に限り延長できる （60日以内に全て決定できない場合の特例あり）</p> <p>（開示決定等の期限） 第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限の特例） 第84条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>開示請求があった日から14日以内 ※事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、さらに14日以内に限り延長できる （28日以内に全て決定できない場合の特例あり）</p> <p>（開示決定等の期限） 第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限の特例） 第21条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>・決定期限を改正法どおりに30日とするか、それとも条例で特別の規定を置き、14日とするか</p> <p>※改正法84条に規定する期限については、当初期限+延長期限の日数となることが制度上想定されている</p> <p>※訂正決定等及び利用停止決定等の期限については、法と条例に差異がなく、決定まで30日、延長も30日となっている</p>

7/7 審議事項③ 開示請求書の記載事項 【条例で規定することができる事項】

審議事項③

改正法	条例	要検討事項
(1) 請求者の氏名及び住所（居所） (2) 求める個人情報を特定できる事項	(1) 請求者の氏名及び住所（居所） (2) 求める個人情報を特定できる事項 (3) 個人情報の開示の実施方法 (4) その他実施機関が定める事項	
（開示請求の手続） 第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	（開示請求の手続） 第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項 <u>(3) 個人情報の開示の実施方法</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u> ※手引P52 「実施機関が定める事項」とは、次に掲げる事項である。 ア 請求者の本人又は代理人の区分 イ 代理人により請求する理由 ウ 代理人による請求の場合における本人の氏名及び住所 エ 請求の区分	・改正法において記載事項から除かれる(3)(4)について、特別の規定を置く必要があるか